

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）
の策定・公表に関する検討事項

1. 周知・公表形式に関する事項

【論点】

- 行政機関や地方公共団体向けガイドライン、民間事業者向けガイドラインの周知・公表の形式についてどう考えるか。

内閣府設置法第 58 条第 6 項において、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる」とされている。

また、番号法第 57 条において、特定個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、特定個人情報保護委員会規則を制定することができるとされている。

（注1） 規則は法規命令であり、法規命令として定める事項としては①国民の権利義務の内容（委任命令）及び②その内容を実現する手続（執行命令）がある。

（注2） 当委員会は、これまでに、番号法第 27 条に基づき特定個人情報保護評価における重要な手続を委員会規則で規定するとともに、番号法第 26 条に基づき特定個人情報保護評価指針を告示により公表している。

【対応案】

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）（以下「本ガイドライン」という）の公表については、①規則又は告示いずれの形式も可能であること、②行政機関等向け、民間事業者向けいずれの内容も広く周知・公表する必要性が高いことから、規則又は告示によることが適当である。

一方、法令用語の制約にとらわれない、分かりやすい記述が望ましいことから、各省庁が公表している個人情報保護に関するガイドラインと同様に告示として位置付けることとしたい。

なお、特定個人情報の漏えい等個別の事案の報告に関する手続については、現在、各省庁が個人情報保護に関するガイドラインで規定していることなどを踏まえ、今後、各省庁と調整の上、形式・内容等について検討したい。

2. 地方公共団体に関する事項

【論点】

- 番号法第 31 条に定める地方公共団体の講ずべき措置等について本ガイドラインにおいてどう取り扱うか。

地方公共団体は、番号法第 31 条において、一般法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報について、その適正な取扱いが確保され、開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとされている。

また、番号法は、利用目的による制限、開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止について、番号法第 29 条、第 30 条で一般法を読み替えて適用しているが、地方公共団体においては、当該部分について条例の改正等が必要となる。

なお、現状の個人情報保護条例において固有の保護措置が規定されている場合もあることから、番号法に基づく保護措置との整合性を確保するため、条例の改正等が必要となることも考えられる。

【対応案】

地方公共団体の本ガイドラインにおける取扱いについては、①当委員会として番号法の運用の統一性、法適合性を確保する必要があること、②地方公共団体から、必要な条例改正について示してほしいとの声が多く寄せられていることから、行政機関等向けのガイドラインにおいて、番号法第 31 条に関する項目や、地方公共団体の番号事務に関する事例なども記述することとし、地方公共団体が利用しやすいものにしたい。